

鳥取市空き家情報バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き家情報を発信することにより、空き家の流通促進、居住支援の充実及び定住促進を図るため、鳥取市空き家情報バンク（空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する者に対し提供する仕組みをいう。以下「空き家バンク」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に存する住宅（住宅以外の用途を兼ねる建築物である場合は、住宅の用途に供する部分が当該建築物の床面積の2分の1以上であるものに限る。）であって、現に人が居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 集合住宅もしくは集合住宅に類するもの

イ その住宅及び敷地について媒介契約（宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。以下同じ。）が当該住宅及び敷地の売買又は賃貸借に係る契約の交渉、締結等を媒介する契約をいう。以下同じ。）が締結されているもの

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家を売却し、又は賃貸することができる者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を制限するものではない。

(空き家バンクへの登録)

第4条 空き家情報を空き家バンクに登録しようとする所有者等（以下「登録希望者」という。）は、鳥取市空き家情報登録申請書（様式第1号）に空き家情報登録カード（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に対し、空き家情報登録希望物件調査依頼書（様式第3号）により登録の申し込みがあった空き家（以下「登録希望物件」という。）の調査を依頼するとともに、宅地建物取引業者募集依頼書（様式第4号）により登録希望物件に係る媒介契約の締結を希望する宅地建物取引業者（以下「媒介契約締結候補者」という。）の募集を依頼するものとする。

- 3 宅建協会は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに登録希望物件の調査及び媒介契約締結候補者の募集を行い、市長に対し登録希望物件調査結果報告書（様式第5号）を、市長及び登録希望者に対し宅地建物取引業者募集結果報告書（様式第6号）を提出し、結果を報告するものとする。
- 4 登録希望者は、前項の報告を受けたときは、報告のあった媒介契約締結候補者の中から登録希望物件の調査及び登録希望物件の売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結を媒介する宅地建物取引業者を決定し、媒介契約（専属専任媒介契約又は専任媒介契約に限る。）を締結するとともに、宅建協会にその旨を報告するものとする。
- 5 宅建協会は、前項により登録希望者と媒介契約を締結した宅地建物取引業者について、媒介契約締結報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。
- 6 市長は、第3項の報告を受けて登録希望物件の空き家バンクへの登録が適当であると認め、かつ、前項の報告により媒介契約の締結を確認したときは、空き家バンクへの登録を決定し、空き家情報登録台帳（様式第2号）に当該登録希望物件の情報及び媒介契約締結業者（以下「契約業者」という。）を登録するとともに、空き家情報登録決定通知書（様式第8号）により登録希望者に通知するものとする。
- 7 市長は、第3項の報告その他の事情により登録希望物件の空き家バンクへの登録ができないと認める場合は、空き家情報登録却下通知書（様式第9号）により登録希望者に通知するものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第5条 前条第6項の規定により空き家バンクに登録された空き家（以下「登録空き家」という。）の所有者等（以下「登録者」という。）もしくは契約業者は、当該登録空き家の情報（以下「登録空き家情報」という。）の内容に変更が生じたときは、空き家情報登録変更届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報登録抹消申請書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

- (1) 登録空き家が滅失したとき。
- (2) 第4条第4項の規定により締結した媒介契約について契約を更新せず契約期間を満了したとき。
- (3) 当該媒介契約を解除したときその他空き家情報の登録の抹消を希望するとき。

（登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報の登録を抹消し、空き家情報登録抹消通知書（様式第12号）により登録者に通知するものとする。

- (1) 第8条に規定する報告があったとき。
- (2) 登録者の空き家に係る所有権その他の当該空き家を売却し、又は賃貸することができる権利に異動があったとき。
- (3) 登録者から空き家情報登録抹消申請書の提出があったとき。

- (4) 登録空き家情報の内容に虚偽があることが判明したとき、又は登録者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて第4条第1項に規定する申込みを行い再登録した場合は、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消する必要があると認めるとき。

(登録情報の公開)

第7条 市長は、登録空き家情報のうち個人情報以外の情報について、市のホームページその他の適切な方法により公開するものとする。

(登録者と利用希望者との交渉等)

第8条 登録空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、契約業者に対し当該空き家の利用を希望する旨を連絡するものとし、契約業者は、登録者と利用希望者との空き家に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結を仲介するものとする。

2 市長は、登録者と利用希望者との空き家に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約の締結については、直接これに関与しない。

(契約締結の報告)

第9条 登録者は、利用希望者と空き家に関する売買又は賃貸借の契約を締結したときは、契約締結報告書(様式第13号)により市長に報告するものとする。

(暴力団の排除)

第10条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員は、この要綱で定める制度を利用することができない。

(個人情報の保護)

第11条 空き家バンクの運用に関して知り得た個人情報の取り扱いについては、鳥取市個人情報保護条例(平成14年鳥取市条例第31号)に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月16日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所
氏 名

空 き 家 情 報 登 録 申 請 書

鳥取市空き家情報バンクに空き家情報を登録したいので、鳥取市空き家情報バンク設置要綱第4条第1項の規定により申請します。

これは、「鳥取市空き家情報バンク」へ空き家情報を登録するに当たり、鳥取市空き家情報バンク設置要綱の趣旨を理解したうえで申し込むものです。

なお、提供する空き家情報については、「鳥取市空き家情報バンク」の制度を通じ、空き家情報登録カードの記載事項を開示することに承諾します。

記

1 空き家所在地 空き家情報登録カードのとおり

2 添付書類

空き家情報登録カード（様式第2号）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

鳥取市長



空き家情報登録希望物件調査依頼書

鳥取市空き家情報バンクへの空き家情報登録希望物件の調査を下記のとおり依頼
します。

記

- 1 調査物件 別添空き家情報登録カードのとおり
- 2 調査内容 空き家情報登録カード記載事項の確認調査
- 3 添付書類
空き家情報登録カード

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

様

鳥取市長



宅地建物取引業者募集依頼書

下記の鳥取市空き家情報バンク登録希望物件の取引を仲介する宅地建物取引業者の募集を依頼します。

記

- 1 募集対象物件 別添空き家情報登録カードのとおり
- 2 添付書類
空き家情報登録カード

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名

空き家情報登録希望物件調査結果報告書

年 月 日付けで依頼のありました空き家情報登録希望物件の調査の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 物件番号
- 2 物件所在地
- 3 物件調査結果

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名

宅地建物取引業者募集結果報告書

年 月 日付けで依頼のありました鳥取市空き家情報バンク登録希望物件の取引を仲介する宅地建物取引業者の募集の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 物件番号
- 2 物件所在地
- 3 宅地建物取引業者募集結果 別添のとおり

1 宅地建物取引業者

業 者 名	ふりがな 名 称
担当者連絡先	ふりがな 担当者名
	住 所 〒
	電話番号
	FAX 番号
	E-mail

2 宅地建物取引業者

業 者 名	ふりがな 名 称
担当者連絡先	ふりがな 担当者名
	住 所 〒
	電話番号
	FAX 番号
	E-mail

3 宅地建物取引業者

業 者 名	ふりがな 名 称
担当者連絡先	ふりがな 担当者名
	住 所 〒
	電話番号
	FAX 番号
	E-mail

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名

媒介契約締結報告書

下記のとおり宅地建物取引業者との媒介契約締結を締結しましたので、鳥取市空き家情報バンク設置要綱第4条第5項の規定により報告します。

記

- 1 物件番号
- 2 物件所在地
- 3 宅地建物取引業者

業 者 名	ふりがな 名 称
担当者連絡先	ふりがな 担当者名
	住 所 〒
	電話番号
	FAX 番号
	E-mail

様式第8号（第4条関係）

年 月 日

住 所

氏 名 様

鳥取市長



空き家情報登録決定通知書

年 月 日付けで申請のありました空き家情報バンクへの空き家情報
の登録については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 登録空き家情報 別添空き家情報登録台帳のとおり
- 2 登録期間
- 3 登録条件
- 4 添付書類 空き家情報登録台帳

様式第9号（第4条関係）

年 月 日

住 所
氏 名 様

鳥取市長



空き家情報登録却下通知書

年 月 日付けで申請のありました空き家情報バンクへの空き家情報
の登録については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 空き家所在地
- 2 決定内容 不適合
- 3 決定理由

様式第10号（第5条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名

空き家情報登録変更届出書

鳥取市空き家情報バンクに登録を受けた空き家情報の内容に変更が生じたので、鳥取市空き家情報バンク設置要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 物件番号
- 2 物件所在地
- 3 変更内容

様式第 1 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名

空き家情報登録抹消申請書

鳥取市空き家情報バンクに登録を受けた空き家情報の抹消を申請します。

記

1 物件番号

2 物件所在地

3 抹消理由

- 登録空き家が滅失したため
- 第 4 条第 4 項の規定により締結した媒介契約について契約を更新せず契約期間を満了したため
- 当該媒介契約を解除したため
- その他空き家情報の登録の抹消を希望するため。

様式第12号（第6条関係）

年 月 日

申請人 住 所
氏 名 様

鳥取市長



空き家情報登録抹消通知書

年 月 日付けで空き家情報バンクに登録しました空き家情報について、下記の理由により、登録を抹消しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 物件所在地
- 3 抹消理由(下記チェック)
 - 登録者の所有権その他の当該空き家を売却し、又は賃貸することができる権利に異動があったため。
 - 登録者より空き家情報登録抹消申請書（様式第11号）の提出があったため。
 - 登録空き家情報の内容に虚偽があることが判明したため。
 - 登録者が鳥取市空き家情報バンク設置要綱の規定に違反したため。
 - 登録から2年を経過したため。

様式第13号(第9条関係)

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名

契約締結報告書

鳥取市空き家情報バンク設置要綱第9条の規定により、下記のとおり利用希望者との契約が締結しましたので報告します。併せて、当該登録空き家について、登録空き家情報の抹消を申請します。

記

- 1 物件番号
- 2 物件所在地
- 3 添付資料
契約書の写し